

甲賀市し尿くみ取り券売上金不足問題第三者調査委員会答申

甲賀市長 岩永 裕貴 様

令和 8 年 3 月 11 日

甲賀市し尿くみ取り券売上金不足問題
第三者調査委員会
委員長 真山 達志

I. はじめに

甲賀市し尿くみ取り券売上金不足問題第三者調査委員会（以下、本委員会という。）は、令和 7 年 9 月 1 日に設置された。同日、市長から本委員会に対して、「甲賀市し尿くみ取り券売上金不足問題の原因の調査について」と題し、以下の諮問がなされた。

諮問事項

平成 18・19 年度及び平成 21 年度の内部調査結果の検証に関すること

諮問理由

合併時に旧甲南町のし尿くみ取り券の売上金が約 200 万円不足していました。その後、平成 18 年～19 年度にかけて内部の調査委員会において調査を行いました。原因の特定には至りませんでした。

また、これとは別に約 5 万円の不足額が発生しており、併せて原因究明に努めましたが、原因の特定には至っておりません。

第三者の調査委員会においては、内部調査の妥当性について、調査審議の上で答申いただきたいと諮問するものです。

以上の諮問事項および諮問理由を踏まえ、本委員会では令和 7 年 9 月 1 日以降、全 8 回の委員会を開催し、市役所内部で行われた調査の過程や結果の検証、検討を中心に、外部の視点で調査審議を行った。その結果、明らかになった問題点や、今後の課題を指摘するとともに、類似の事案の再発防止に向けた提言をまとめ答申するものである。

II. 本委員会への諮問事項にかかる事案の概要

本委員会が設置されるに至ったし尿くみ取り券売上金不足問題（以下、本事案という。）は、合併前の旧甲南町からし尿くみ取り業務を行っている甲賀広域行政組合（以下、行政組合という。）へ送金すべきくみ取り券売上金が約 200 万円不足していることである。

後に詳述するように、売上金の不足が生じていたのは平成 7 年から 8 年頃からであったが、本事案が初めて表面化したのは、平成 15 年に旧甲南町の当時の担当者が、売上金不足について上司の課長に相談し、課長も問題として認識するに至った時である。当時、旧甲南町においては内部調査が行われたが、実態解明もされないままに終わっていた。その後、合併により甲賀市に移行したが、その際には旧甲南町から新市へ本事案についての引継ぎが行われていなかった。

平成 18 年 8 月に、旧土山町が販売したし尿くみ取り券売上の金額（送金額）と、し尿回収業者が利用者から受け取ったくみ取り券から換算した手数料の金額との収支が合わず、約 360 万円の累積的な不足が生じていることが判明した。その原因究明のために、市において「し尿汲取り料金不足に係る調査委員会」（以下、内部調査委員会という。）が設置され、調査を進める過程で、旧甲南町についても行政組合へくみ取り券売上金の送金が 1 ヶ月程度遅れていることが判明した。そこで、内部調査委員会は、旧甲南町の売上金について後述するような調査を進めたが、原因を解明することはできなかつた。そのため、具体的な解決策も見いだすことができなかった。

そこで、市は平成 22 年 1 月に「甲賀市旧甲南町し尿汲取り料金不足問題対策委員会」（以下、対策委員会という。）を設置し、責任の明確化や不足分の補填をどのように行うかの検討を行った。対策委員会は少なくとも 2 回開催されたが、具体的な対応策を見いだすことができないまま、事実上、立ち消え状態になった。

それ以降、本委員会が設置されるまで、主として担当である市民環境部を中心に内部での協議を繰り返してはいたが、外部の調査やチェックが行われることなく今日に至った。

Ⅲ. 本委員会の基本的な位置づけと調査方法

本事案が発生した時期は約 30 年前であることから、発覚当時の事実関係や責任の所在を改めて明らかにすることは現実的に難しいと言わざるを得ない。また、仮に何らかの不法行為を明らかにできたとしても、既に時効となっているため法的責任は追及できない。

一方、本事案発生当時の業務の仕方、発覚後の内部調査が適正かつ十分に行われていたのかについては、行政責任の確保の観点から今なお重要であるので、本委員会の調査のポイントである。

したがって、本委員会の主たる任務は、本事案の事実関係の解明や関係者の責任追及ではなく、①事案が発生した背景や原因の検討、②事案の存在を認識した後の調査や責任追及の検討、そしてそれらの検討に基づいて、③同様の事案が生じないようにするため、今後の行政運営や問題発生時の対応のあり方についての提言を行うことである。

調査方法については、これまでの調査報告書、保存されている行政文書等の資料を中心に検討を行ったが、重要部分については本委員会として外部の立場から再度の調査も行った。関係者の記憶も薄れているため、改めての聞き取り調査を体系的に実施することはしなかったが、特に重要と思われる部分については必要に応じて面接調査も実施した。

Ⅳ. これまでの検討内容

1. 本事案に対する本委員会の認識

前述のように、本事案は、旧土山町の手数料代金不足の調査の過程で発覚したものである。旧土山町の問題が表面化しなかったら、本事案も表面化しなかったか、表面化するのが相当程度遅れていたと考えられる。このことは、本事案が旧甲南町のみならず合併後の甲賀市においても深刻かつ重大な問題として認識されていなかったことを物語っている。

本事案は、売上金の不足として捉えられるが、実務上の認識では以下の通りであった。

旧甲南町において販売された行政組合のし尿くみ取り券の売上金を月単位で行政組合へ送金すべきところ、指定期日内に送金されない「遅延」が発生するという形で表面化していた。すなわち、送金すべき売上金が不足しているため、不足額を補うだけの売上げが

貯まるまで送金が遅延していたのである。行政組合も遅延について問題視することがなかったため、売上金不足が問題になることもなかった。結果的に、日々の業務が回っていれば良いという安易な発想があったことに加えて、現金を扱っているにもかかわらず、きわめて杜撰な業務体制、管理体制が問題視されることなく、実態解明や問題解決の対応がとられないまま無為に時間を費やしていたと言わざるを得ない。

遅延期間が延びるということは、それだけ不足額は増えていたことの現れである。そのような観点で資料を検討すると、遅延自体は平成5年4月時点から確認されているが、当時はせいぜい数日の遅延に留まっていた。しかし、平成7年10月に13日間の遅延が発生したのを皮切りに、平成8年以降は変動はあるものの30日前後の大幅な遅延が生じている。したがって、問題は平成7年10月以降にあると考えることができる。本来であれば、平成8年前後には相当深刻な問題であるという認識のもと、調査と対策の検討がなされるべきであった。

もちろん、くみ取り券販売の担当職員の間では売上金が不足しているという認識がないわけではなかったが、長らく大きな問題意識を持つに至らず、問題の解明や事態の改善を求めるような動きは平成15年まで生まれなかった。

本事案では、単に売上金が不足していただけでなく、平成8年4月に旧甲南町で現金等を保管していた「スカイファイル」から100～200万円程度の現金が見つかったとの証言があることから、事実関係を複雑にしている。本委員会でもこれまで確認できたことは、そもそも「スカイファイル」に現金があったのかどうかも確証が得られないということである。実際に200万円程度の現金があったのなら、送金すべき現金の保管が杜撰だったということになるが、一方でその後の現金の行方が問題となる。逆に、実際には現金がなかったとすると、誰が何の目的でそのような「作り話」をしたのかが問題となる。本委員会は、この点についても再度の調査をしたが、現存する資料や証言から新たな事実を明らかにすることはできなかった。

以上のように、本事案の事実関係については不明確な部分が多く、その解明という大きな課題があることは言うまでもない。本委員会としても事実解明の努力をした。しかし、公文書については、保存期間を過ぎたものが順次廃棄され、資料を体系的に入手することは不可能であった。ましてや、非公式のメモ等は、時間の経過とともに散逸しているため、どこにどのような資料があるのか（ないのか）さえ明らかではない。また、関係者の記憶はこれまでの内部調査の時点以上に薄れており、不明確になっている。これまでの調査で明らかになったこと以上の新たな事実を発見することは困難であった。

一方で、後述のように、現金管理等の日常業務における厳格さや緊張感が欠けていたこと、また、何らかの問題が発覚した際の対応についての明確なルールやマニュアルなどがないことによる対応のまずさが確認できた。

2. これまでの内部調査に対する本委員会の評価

前述のように、行政組合への送金遅延（言い換えれば、売上金不足）が深刻化したのは平成7年後半から翌8年頃からであると推定されるので、平成15年の内部調査までの7～8年間は、問題を認識しないか、認識していても上司への相談や報告がないままの時間が経過していたことになる。

課長が問題を認識したことを受けて、内部調査が行われた。しかし、当該調査については報告書が作成されたることもなく、助役に対して口頭の報告がされただけで終わっている。このような不十分な対応となったのは、何らかの問題発覚時の調査の体制や方法が整

備されていなかったことが大きな原因だと言えるが、問題の深刻さに対する認識が不十分であった可能性がある。

200万円程度もの売上金不足（不明）にもかかわらず、町長に報告されたかどうかさえ不明である。この段階で厳格な調査を実施していれば、十分な資料もあり関係者の明確な記憶に基づく証言も得られたはずである。この時点での旧甲南町の対応が、本事案の実態が明らかにされず、責任の追及や問題解決の取組みが行われないうまま現在に至った大きな要因であることは否定できない。旧甲南町のこのような対応の背景にある問題認識は、合併時に本事案の存在についての引継ぎが行われなかったことにも影響していると考えられる。

合併後の甲賀市においては、平成18・19年に「し尿汲取り料金不足に係る調査委員会」（以下、調査委員会という。）を設置し旧甲南町に関しても調査を実施した。その結果を「旧甲南町におけるし尿汲取り調査にかかる報告書（平成20年3月現在）」として取りまとめている。その資料を見る限り、調査委員会は内部調査としてはかなり充実した調査を実施したと認められる。すなわち、入手可能な資料の検証・分析と関係者への聞き取り調査を実施し、相当程度まで事実関係を解明している。

ただ、内部調査であるため、捜査権限があるわけでもなく、上司が部下から聞き取りをするというような構造であるため、どうしても遠慮、忖度、自己保身等が起こりがちにならざるを得ない。そのため、実態解明には限界があった。この点は、調査委員会自身が、「調査委員会で検証し原因究明をする手法もなく限界があり、このような状況を早急に解決するため、改めて第三者機関による調査を行うこともひとつの方法と思われる」と述べていることから明らかである。もっとも、この指摘に対して十分に検討された痕跡はなく、うやむやにされたまま調査が終結している。問題が発生した場合に、迅速に外部の目による調査体制を確立するという制度、仕組み、慣行がなかったことが原因であると考えられる。

本事案を解決しないまま放置できないことは誰の目にも明らかであることから、甲賀市では、平成22年1月15日に「甲賀市旧甲南町し尿汲取り料金不足問題対策委員会」が設置され、「旧甲南町におけるし尿汲取りにかかる問題協議」が行われた。残されている記録によると、この協議は同年3月23日と30日に2回行われた。協議においては、本事案の実態についてはこれまでの調査結果を前提とし、主たる論点は、市としてこの本事案にどのように対応するかということであった。

記録を確認すると、不足金を誰かに弁済させたり、問題発生当時の町長や担当者等に損害賠償請求したりできないかの検討も行われたが、弁護士相談においていずれも法的には困難であることが確認された。その結果、新たな調査委員会を立ち上げ、そこでの調査結果を踏まえて平成22年9月の議会で事実の公表というスケジュールの検討までされていた。

しかし、第2回協議以降の記録が存在せず、その後の経緯は詳らかではないが、公表が見送られたことは確かである。そのような決定に至った経緯については、記録は残っておらず、関係者の記憶も曖昧であるため、明らかにできなかった。協議内容をまとめた資料では、責任は旧甲南町にあり甲賀市にはないことを重視した議論が行われていたことが確認できることから、甲賀市の問題として公表することをできるだけ避け、担当部署で何とか解決しようという思いが優勢となった結果ではないかと推測される。

その後は調査委員会などが設置されることはなかったが、本事案を放置していたわけではない。記録で確認できるものとしては、令和6年までに市民環境部を中心とした内部協

議が6回、行政組合を交えた協議・相談が6回行われている。しかし、いずれの回も新たな事実の発見はなく、具体的な解決策を見いだすこともできないまま時間を費やした。

3. 本事案の背景・原因の整理

上述のようなこれまでの調査を踏まえて、本委員会では本事案の背景や原因を以下のように整理した。これらは、既に繰り返し述べているように、現時点において資料や証言で裏付けをとることが困難であることから、これまでの調査記録や聞き取り調査結果に基づき総合的に判断したものである。

(1) 旧甲南町における業務遂行に対する意識の問題

- ① 旧町の担当職員の発言から、日計、週計は元より、月計さえ行われなような業務処理に対して、大半の職員が疑問すら持っておらず、売上金が不足していることが重大な問題であるという意識があったとは言えない。
- ② 金額不足が生じているので、送金を送らせ、翌月分の売上げで穴埋めしていることが異常なことであるという意識が、平成15年までなかった。
- ③ 以上のような認識であるがゆえに、記録を保全するという発想は生まれることはなく、ましてや問題を積極的に解明したり公表したりする必要性の認識が生まれてこない。さらに、合併の際に本事案についての引継ぎが必要であると判断しなかったことにも影響している。

(2) 町の本来業務ではなく、行政組合の業務を請け負っているに過ぎないという事実から生じる問題

- ① 日々の業務の中一般会計と歳計外との明確な区別は意識していないものの、問題が生じた場合には、一般会計とは別の行政組合の金銭管理であることによる責任感の欠如が生じていた。
- ② 管理職等に町全体の問題とするのではなく、担当者、担当部署レベルで処理する方がよいという発想があったと考えられる。
- ③ 行政組合も、組合構成町の責任を積極的に追及する姿勢に欠けていた。当時の担当者も行政組合から問題化するような動きがなかったと記憶している。記録からも、行政組合からの是正に向けたアクションは読み取れない。行政組合がより積極的に問題化していれば、早い段階で問題解決が図れた可能性があった。

(3) 本事案が表面化せず、一部の関係者を中心とした内部調査で留まっていたのは、上記(2)②に加え、問題が発生した時にはできるだけ担当部署で対応、処理するものであるという行政文化が背景にあるだろう。この点では、合併後の甲賀市においても、本事案の全体像や責任の所在、再発防止策の検討を行うことよりも、担当部署で処理、解決することを優先する意識があったと思われる。しかし、あえて火中の栗を拾うより自己保身的な発想から、同じような協議を繰り返して有効な手立てを講じることができないまま問題を先送りしてきた。

以上のことから、本事案の原因や背景については、本委員会としては以下のように結論づける。

合併以前の旧甲南町時代の行政には、昭和の時代の小規模自治体に見られた行政のルーズさが存在していた。町民との距離感がなく、親しみやすい役場という良い面があるが、慎重かつ能率的な行政事務処理やコンプライアンスの徹底という今日の行政であれば当然に追求されるべき要素が欠如していたか弱かった。

そのため、本事案においては、日々の売上管理や現金管理、帳簿類の作成といった基本的な業務が行われていなかった。また、必要な書類が体系的に整理、保管されることもなかった。し尿くみ取り券の販売、管理を担当した職員も、行政組合への送金の遅延はもとより、その背景に売上金が不足していることを認識していながら、それが問題であり異常なことであるという意識を持つことなく、以前からの「普通のこと」程度の認識であった。これらは個人の問題と言うより、行政文化や組織風土の問題だと言える。

このような環境では、問題意識を持った職員がいたとしても、同僚や上司に相談することは難しい。仮に問題提起をしたとしても、それに対する対応は不十分になりがちである。実際、本事案では、平成 15 年に担当者から問題の提起があったにもかかわらず、十分な調査もなされず、記録や報告もきわめて不十分であった。初動段階で不十分な対応をしまうと、その後は記録（書類）がどんどん廃棄対象になり、関係者の記憶も薄れていくことになるため、実態解明や責任追及が困難になる。

要するに、本事案においては、旧甲南町で、ことさら隠蔽しようとか、責任追及を逃れようとしたという事実は確認できない。むしろ、問題を深刻に受け止めておらず、軽微な不始末程度の認識の下、担当部署で対応・処理すれば何とかなる程度の認識であった。したがって、問題の本質は、業務に対する認識の甘さと、責任感の欠如という行政文化や組織風土である。

合併して新市の市長への引継ぎの際にも、このような旧町の認識が影響していた。引継ぎ事項は膨大な量に上るため、全ての事項を市長への引継書に盛り込むことは現実的ではない。したがって、各担当部署で取捨選択するのであるが、その際に新市で大きな問題にするような事案でもなく、引き続き担当部署で対応して何らかの処理をすれば良いという判断が働いたと思われる。し尿くみ取り券売上金不足については旧土山町でも発生していたことから、このような行政文化や組織風土については、少なくとも合併当初の甲賀市にも存在していた可能性は否定できない。

もちろん、甲賀市になって本事案が表面化した後は、旧甲南町の頃とは時代環境が変化しているだけでなく、市レベルの行政システムに移行したこともあり、現代的な業務執行が定着していった。しかし、行政文化や組織風土は一気に変わることはなく、内部調査と担当部署による対応という形態から脱することができないまま、問題の抜本的な解決ができなかった。

V. 再発防止に向けての提言

ここまで、本事案の概要や背景・原因を整理してきた。事実関係については、現時点ではこれまでの調査結果に新たな事実を追加したり、覆したりするような発見はできなかった。きわめて遺憾であるが、30 年程度前に発生した事案であり、関係書類の保全も行われていなかったことなどから、お許しいただきたい。そのことから、今後はいかに早く問題を認識、表面化し、客観資料の保全や早い段階での関係者の聴取実施などを行うかが課題であることが指摘できる。

原因や背景については、直接的には現金処理が杜撰であったことや、売上金が不足するという事態に対する危機感や責任感の欠如ということであるが、より根本的かつ本質的な原因は、旧甲南町（場合によっては現甲賀市）における行政文化や組織風土にあると考えられる。文化や風土は一朝一夕には変えることができないし、かけ声だけでは簡単には変わらない。様々な取組みを組合せ、中長期的視点での取組みが必要である。

以上の基本的な認識に基づいて、再発防止についての本委員会の提言をまとめる。

1. 業務の合規性、一貫性、透明性と責任の明確化

業務が法令・規則等に則って適正に処理されているかを各所属で再点検することを求める。また、ルーティン化された業務であっても、明確なマニュアルの整備とその遵守についての一層の推進も必要である。言い換えれば、公金の集計には一定期日を定め、複数人で確認するなどの作業を徹底することや、現金や貴重物品の管理を特定の担当者だけに任せないことなど、基本に忠実な作業を徹底することが必要なのである。さらに、人事異動時などの引継ぎについて、その一貫性と統一性を確保する取組みも重要である。

2. 公務員倫理、問題意識や危機意識の高揚など、業務に対する職員の意識改革の取組み

言うまでもなく、公務員は全体の奉仕者として市民全体の福祉の向上のために仕事をしなければならない。それゆえ、まず、全ての業務を公平、公正、適正に、かつ能率的に処理する責務がある。そのような責務を自覚して業務にあたることが求められている。

甲賀市では、平成24年3月に「甲賀市職員コンプライアンス行動指針」が定められ、職員が法令の遵守だけにとどまらず、社会の規範やルール、マナーまで含めて遵守することを求めた取組を行っている。しかし、本事案の示唆することは、与えられた仕事を法令や規範に従って機械的に処理するだけではなく、より効果的、能率的な業務遂行の可能性を常に追求することが必要だということである。また、現行の業務に何らかの不備や欠陥があるという場合には、それが市民の不利益につながるという問題意識を持つことや、小さな問題やミスが重大な事態を引き起こしかねないという危機意識も常に持たなければならないということである。

そこで、コンプライアンスにとどまらない業務の改善や適正化に取り組むような意識を持つことが求められる。そのような意識改革のためには、今日求められている公務員の役割や責任を理解し自覚することを促すような研修が必要である。また、市長や管理監督者（所属長）が、部下・若手職員がいわゆる「ハウレンソウ（報告・連絡・相談）」をしやすい組織風土を築く努力をしなければならない。さらに、問題提起や改善提案をする職員を積極的に評価する人事評価の仕組みを導入することも必要である。

上記のような取組を今すぐに始めたとしても、個々の職員の意識や組織風土が変革されるまでには相当の時間を要すると思われる。したがって、現在の組織の中で、本事案のような事例が再発しないようにするために、制度や仕組みによる対応も必要である。

3. 問題を早期に表面化させるための制度の整備

業務手順や既存手続、市民対応などに疑問や不都合を感じた職員が、上司等に報告や問題提起しづらいと感じた場合、あるいは問題提起したにもかかわらず上司が十分な対応をとらない場合に備え、業務に関する問題点、改善点あるいは改善策を相談・申告・提案することができる庁内窓口（仮称「行政管理改善委員会」とし、以下、改善委員会という。）の設置を検討することを提言する。

コンプライアンス審査会が既にあるが、同審査会は違法、不正、不当に相当するような案件を取り扱うものである。改善委員会は、違法や不当とまでは言えないものの、適切を欠くとか、より良い処理方法があるといった認識を持った職員が、容易に相談・申告・提案ができる内部制度を想定している。これにより、職員が持った問題意識を早い段階で把握可能となる。

改善委員会制度を検討するに当たっては、内部制度とはいえ、外部の学識経験者、弁護士等と副市長クラスで構成し、相談・申告・提案者の保護については公益通報制

度に準じることが必須である。

4. 問題を内部での対応に終わらせないための制度の整備

前項で提言した改善委員会は、単に問題指摘や提案を受け付けるだけでなく、外部委員の意見を踏まえ、以降の対応を決定する仕組みとする必要がある。担当部署での内部的な調査や検討で対応できるものもあるが、詳細な調査と是正等の措置が必要な場合は、関連資料の保全を命じたり、外部調査委員会（一般的には第三者委員会と呼ばれるが、当事者が明確ではない場合が多いので、ここでは外部調査委員会という）の設置などを指示したりする権限を与えるべきであろう。なお、調査が必要であるとされた事案については、関連する資料を保全するためのルールが必要である。

VI. おわりに

本委員会は、令和7年9月から6ヶ月余りにわたって本事案とそれに対する内部調査について調査、検証、検討を行ってきた。本事案自体が約30年前に発生したものであることから、実態や背景を解明するという重要な側面では、本委員会は全く貢献することができなかった。本委員会の役割は、誰かの責任追及や不足金の補填方法を検討することではないとはいえ、忸怩たる思いがある。しかし、旧甲南町や甲賀市において行われた内部調査や内部の協議を検討することを通じて、本事案の背景にある本質的な問題にアプローチすることはできたのではないかと思う。また、問題の本質に切り込める再発防止策についての提言も行えたと考える。

実態が明らかにできない以上、市として、本答申で示した提言を参考に、再発防止に向けた建設的な取組みを進められることを期待している。

参考

■これまでの開催状況

第1回委員会

日時：令和7年9月1日（月）17時00分～18時15分

場所：甲賀市役所別館101会議室

議事：

- ・甲賀市し尿くみ取り券売上金不足問題第三者調査委員会について
- ・委員長及び職務代理者の選任について
- ・概要及び今日までの経緯について
- ・今後の調査方法等について

第2回委員会

日時：令和7年9月29日（月）10時～11時30分

場所：甲賀市役所5階第4委員会室

議事：

- ・旧甲南町のし尿くみ取り業務の手順、システムの検証
- ・次回の委員会について

第3回委員会

日時：令和7年10月14日（火）10時00分～11時30分

場所：甲賀市役所5階第4委員会室

議事：

- ・問題が発生した後の調査を含めた対応の仕方の検証
- ・次回の委員会について

第4回委員会

日時：令和7年11月13日（木）10時～11時30分

場所：甲賀市役所5階第4委員会室

議事：

- ・前回委員会で整理した項目ごとの検証
- ・次回の委員会について

第5回委員会

日時：令和7年12月16日（火）10時～11時30分

場所：甲賀市役所4階401会議室

議事：

- ・元職員からの聞き取り調査
- ・残存する記録等の確認
- ・次回の委員会について

第6回委員会

日時：令和8年1月22日（木）15時～16時30分

場所：甲賀市役所5階第4委員会室

議事：

- ・合併時や市長交代時の対応について
- ・次回の委員会について

第7回委員会

日時：令和8年2月13日（金）10時～10時55分

場所：甲賀市役所5階第4委員会室

議事：

- ・「再発防止策や今後の行政運営の在り方についての提言内容」について
- ・次回の委員会について

第8回委員会

日時：令和8年3月2日（月）10時～10時15分

場所：甲賀市役所5階第4委員会室

議事：

- ・最終報告（案）について

■委員名簿

いわせ みつる 岩瀬 満	甲賀市コンプライアンス審査会委員 警察OB
かとう しんいち 加藤 慎一	行政運営等識見者 元滋賀県職員
かわせ しんや 川瀬 新也	弁護士（滋賀県弁護士会所属） 八日市駅前法律事務所
まやま たつし 真山 達志 （委員長）	学識経験者 同志社大学教授

（敬称略・50音順）

甲賀市し尿くみ取り券売上金不足問題第三者調査委員会設置要綱
(設置)

第1条 本市において発生しているし尿くみ取り券売上金不足問題における事実関係、原因等を公平・中立に調査し、再発防止策等を提言するため、甲賀市し尿くみ取り券売上金不足問題第三者調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) し尿くみ取り券売上金不足問題の事実関係及び原因の調査並びに検証に関する事項
- (2) 再発防止策の提言に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法令、行政運営等に識見を有する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までの期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合には、委員会に諮って公開とすることができる。

(調査協力)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、職員その他の関係者（次項において「職員等」という。）に説明、資料の提出等を求めることができる。

2 前項の規定により調査に協力した職員等は、その際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報告)

第9条 委員長は、調査結果及び提言を市長に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市民環境部生活環境課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後、最初に行われる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この告示は、第2条に規定する所掌事務が終了した日限り、その効力を失う。